岐阜県土木関係手数料徴収条例  $\mathcal{O}$ 一部を改正する条例に つい 7

岐阜県土木関係手数料徴収条例の 部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十年九月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

改正する。 岐阜県土木関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第三十三号) の一部を次のように

うに加える。 「建築の」を「制限の特例の」に改め、 別表第一二の表六  $\mathcal{O}$ 項中 「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」 同項を同表六の二の項とし、 同表五の項の次に次のよ

定の申請に	に係る制限の特例の	物の敷地と	第一号に規	六 法第四十
定の申請に対する審査	の特例の認	の敷地と道路の関係	一号に規定する建築	法第四十三条第二項
		請手数料	限特例認定申	建築物敷地制
				一件につき
				二七、〇〇〇

ように加える。 建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、 定申請手数料」に改め、 「道路上空建築物等道路内建築認定申請手数料」 別表第一二の表八の 項中 同表四十四の項中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、 「特定高架道路等」 を「法第四十三条第一項第二号の道路」 を 「道路上空建築物等道路内建築制限特例認 同項の次に次の 「仮設 に、

別の必要がある仮設興	条第六項に規定する特	四十四の二 法第八十五	
申請手数料	場等建築許可	特別仮設興行	
		一件につき	
		一六〇、〇〇〇	
	の必要がある仮設興	の必要がある仮設興 申請手数料第六項に規定する特 場等建築許	別の必要がある仮設興 申請手数料条第六項に規定する特 場等建築許十四の二 法第八十五 特別仮設興

申請に対する審
**************************************

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案説明

建築基準法の一部改正に伴い、 建築物敷地制限特例認定申請手数料を新たに徴収する等のた

め、この条例を定めようとする。